

## 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年5月15日

### 1 授業日における学校での対策

#### (1) 基本的な対策

- ・ 家庭において、登校前の検温、発熱・風邪症状時における自宅での休養を徹底するとともに、マスクの準備、十分な睡眠の確保、適度な運動等について指導する。
- ・ 児童生徒・教職員のマスクの着用、咳エチケット（マスクの着用、ティッシュ・ハンカチ等で口・鼻を覆う、袖で口・鼻を覆う）を徹底する。
- ・ こまめな手洗い（登校時、昼食前後、トイレの後、共用の教材等の使用前後など）を励行する。
- ・ スクールサポートスタッフを活用し、多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、用具等）や、共用の教材・教具、情報機器等を適切に消毒する。

#### (2) 教室における対策

- ・ 換気を徹底する。（気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を開放する。）
- ・ 特別支援学校における、体温調節の難しい児童生徒に配慮した急激な温度変化への留意と換気の徹底を行う。

#### 分散登校時（5月中）の対策

- ・ 学級を複数グループに分け、20人以下で教室を使用したり、広い教室を使用するなど、児童生徒同士の距離を1～2m以上保った座席の配置を行う。
- ・ 対面とならない形で教育活動を行う。

#### 通常登校時（6月1日以降）の対策

- ・ 可能な限り、20人以下での教室の使用や、広い教室の活用により、児童生徒同士の身体的距離の確保に努める。

#### (3) 各教科等の指導における対策

- ・ 感染症対策を講じても感染の可能性が高いと考えられる以下の学習活動は当面行わない。下記活動が当面できないことを想定した指導順序の変更や指導計画の見直しを行う。

音楽科…狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動

家庭科、技術・家庭科…調理等の実習

体育科、保健体育科…密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動

- ・ 運動会・体育祭については、3密を回避するよう、実施内容や方法を工夫し、延期など実施時期についても検討する。
- ・ 文化祭、学習発表会など児童生徒が密集して活動する学校行事については、実施内容や方法を工夫し、延期など実施時期についても検討する。
- ・ 修学旅行については、実施時期及び内容の見直し等を進める。当面の措置として取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとするよう検討する。

- ・ 海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに、高校教育課にも相談するなど十分に検討する。
- ・ 特別支援学校における自立活動等では、マット、吊り遊具等の使用前後の消毒、教職員のマスクの着用、手洗い、手指消毒等を徹底する。

## 2 登下校時の対策

- ・ 公共交通機関利用の児童生徒への指導（大声でしゃべらない、乗車後の手洗い、顔を触らない、触った場合は顔を洗う、マスクの着用、乗客が少ない時間帯に乗車）を徹底する。
- ・ 近鉄主要駅や本数の少ない支線を利用する学校においては、学校間で始業時刻を調整するなど、登下校時間帯を分散させる。
- ・ 4月に臨時バスを増便した高等学校については、3密を解消するため、近隣の営業所に必要台数を伝え、対応を依頼する。特別支援学校のスクールバスの増便については、特別支援教育課から別途連絡する。
- ・ 特別支援学校のスクールバスについては、車内換気を行うとともに、清掃を徹底する。（登校後のバス到着から下校時の発車までの間の窓の開放、手すりや取っ手等の消毒）

## 3 児童生徒の感染が判明した場合及び発熱した場合等の対応

- ・ 児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合、当該児童生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取る。
- ・ 後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。
- ・ 児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導する。この場合の出欠の扱いについては「出席停止」とし、指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

## 4 感染への不安を理由に欠席をした児童生徒への対応

- ・ 感染への不安を理由とする欠席の意向が児童生徒や保護者から示された場合には丁寧に聞き取り、「出席停止」として取り扱う。
- ・ 欠席をした児童生徒には、学習課題の提供、オンラインや電話により、登校日及び授業日の内容を伝達する。
- ・ 欠席をした児童生徒の様子や欠席理由を教職員間で適切に共有する。

## 5 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への対応

### ①登校の判断

- ・ 保護者から登校の可否に係る健康状態等を確認するとともに、必要に応じて、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談のうえ、個別に登校の判断をする。

### ②医療的ケアの実施にあたっての注意事項

- ・ 手洗い、マスク及び使い捨てゴム手袋の使用を徹底する。
- ・ 児童生徒と長時間密接しすぎないように、安全に配慮しつつ適切な距離を保つことを意識したケアに取り組む。

- ・ 吸引器、加湿器、カート等共用する物品の消毒を徹底する。
- ・ 本人の体調観察を行い、体調不良、発熱等の早期発見、早期対応を行う。

## 6 給食及び昼食の対策

- ・ 教職員のマスクの着用や手指の洗浄、使い捨て手袋等による衛生管理を徹底する。
- ・ ランチルームに加え、普通教室や空き教室等を活用するとともに、食事場所の換気を徹底する。
- ・ 学年や学部等で時間差を設けた喫食を実施する。
- ・ 教員や子ども同士が机を向かい合わせにしない座席の工夫に取り組む。
- ・ 食事中の会話を控えるよう指導する。
- ・ 食事前の正しい手洗いを徹底する。
- ・ 配膳過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立による適切な栄養の摂取を工夫する。(可能なら弁当容器等に盛り付けて提供する。)

## 7 海外から帰国した児童生徒への対応

- ・ 帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降に滞在」又は「入管法に基づく入国制限対象地域に滞在」していた児童生徒は、2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校を認めるものとする。
- ・ 検疫強化対象地域等は随時変更されるので、最新の情報に注意する。

## 8 県外出身者の登校

- ・ 臨時休業中に県外の自宅に戻っている生徒については、毎日の検温や健康状況を管理しながら登校させたいうえで、担任も状況を丁寧に観察する。

## 9 感染者や濃厚接触者、医療従事者等への偏見や差別、不確かな情報やデマへの対応

- ・ 感染症に対する偏見や差別はあってはならないことであり、感染症についての適切な知識を基に指導する。
- ・ SNS等での不確かな情報や根拠のないデマ等に惑わされることなく、確かな情報に基づき行動できるよう、情報モラル教育を徹底する。

## 10 児童生徒一人ひとりに寄り添った対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対して、学習を継続する支援として、高校生等奨学給付金や高等学校等修学奨学金など、必要な情報を提供する。
- ・ 臨時休業の長期化による生活リズムや環境の変化で、不安やストレスを抱えていることが考えられることから、担任を中心に養護教諭とも連携し、ホームルームや休み時間等に丁寧な観察や見守りを行う。
- ・ 専門的支援が必要な場合はスクールカウンセラーも適切に活用する。

## 11 部活動

- ・ 引き続き5月31日まで休止とする。
- ・ 当面は、児童生徒の体力低下が心配されるため、過度な負担のかからない活動とし、十分な熱中症対策を講ずる。
- ・ 児童生徒が密集する活動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替える工夫をする。
- ・ 部活動ごとに練習時間や練習場所を分散させ、人が密集しない環境とする。
- ・ 着替えは、更衣室を交代で利用したり、空き教室等を活用する。
- ・ 当面の間、活動は自校内で行い、対外試合、合同練習、演奏会等は実施しない。

## 12 体育施設の開放

- ・ 引き続き、一般への開放を中止する。